

平成 31 年 1 月 31 日



総務・人事・労務担当者 各位

「労基法改正セミナー」のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は当協会に対し、ご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「働き方改革関連法」について、資本金 5 千万円超の企業は本年 4 月から、5 千万円以下の企業は 2020 年 4 月より新法が施行されます。「6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金」という厳しい罰則も定められ、新法に適切に対応する事が、企業の規模に関わりなく必須となりました。

つきましては、下記の通り労働法改正のポイントについてのセミナーを、(一社)ACC様、(一社)日本広告業協会様と共同開催いたします。皆様のご参加をお待ちしております。

記

日時 : 平成 31 年 2 月 25 日(月) 16 時 00 分～17 時 30 分
会場 : 電通銀座ビル 8 階会議室(東京都中央区銀座 7-4-17) (地図参照)
共催 : (一社)ACC / (一社)日本広告業協会 / (公社)東京広告協会
テーマ : 「70 年ぶりの労基法改正。あなたが法律違反にならないために」

実施内容 : 【第一部】講師:社会保険労務士法人 EE パートナーズ

- ・新労働基準法改正のポイント
- ・具体的に何を気をつければいいの?
- ・裁量労働制正しく管理できていますか?
- ・「残業」「有給」「総労働時間」注意すべきポイント
- ・労働基準監督署が必ず聞いてくる 3 つのポイント

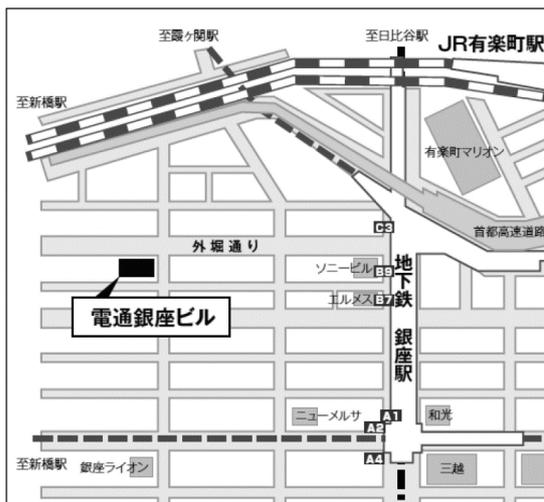
【第二部】講師:川島 寛貴氏 (IEYASU 代表取締役)

- ・残業や不規則勤務の多い企業(広告会社、放送局、制作会社等)の最新の対応事例ご紹介
- ・実際にあった怖い話 「退職した AD からの 2 年分の未払い残業代請求」等

参加費 : 無料

定員 : 60 名

申込方法 : 別紙申込用紙を FAX にて平成 31 年 2 月 15 日(金)までにお送り下さい。
定員になり次第、締め切らせていただきます。また、当方から受講証の発行及び電話連絡等はいたしませんので、予めご了承ください。



お問合せ先

公益社団法人東京広告協会

担当 齊藤、矢吹

〒104-0061 東京都中央区銀座 7-4-17
電通銀座ビル 7 階
TEL 03-3569-3566

(公社)東京広告協会 行
F A X : 03-3572-5733

「労基法改正セミナー」 参加申込書

日 時 平成31年 2月25日(月) 16時00分～17時30分
会 場 電通銀座ビル 8階会議室
(東京都中央区銀座 7-4-17)

申込日：平成 31 年 月 日

会社名：	
連絡先：TEL — — FAX — —	
参加者氏名	所属部署／役職

※記入された個人情報は、今回の説明会における参加申込確認にのみ使用させていただきます。